解散公告

当社は、平成二十三年三月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

熊本県熊本市出水七丁目四二番一七―一〇一号　有限会社ワイピー九州不動産

清算人　豊田　良孝

解散公告（第一回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第一号の規定により平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

秋田県大仙市大曲花園町一番一号　財団法人大仙市開発公社

代表清算人　久米　正雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十五日開催の社員総会（理事会・臨時総会）の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

新潟県新潟市中央区東大通一丁目一番一号　三越・ブラザー共同ビル七階　社団法人新潟県雇用開発協会

清算人　成田　史男

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月二日新潟県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

新潟県妙高市朝日町一丁目八番五号　朝日町中央地区市街地再開発組合

代表清算人　荒川　忠静

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

静岡県袋井市大谷一〇五〇番地　社団法人大谷報徳社

清算人　西村　和泉

解散公告（第一回）

当法人は、理事会及び評議員会の議決により、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

愛媛県今治市東門町五丁目八四〇番四　職業訓練法人東予情報処理技術振興財団

清算人　長野　和幸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月一日定款に定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

沖縄県浦添市宮城一丁目二九番一号　医療法人博友会

代表清算人　渡久山博美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

仙台市宮城野区鶴ケ谷一丁目二二番一号　特定非営利活動法人クローバー

清算人　櫻井　整

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月三日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番二八号　花京院一丁目第一地区市街地再開発組合

代表清算人　大塚　昭

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十三年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

群馬県前橋市元総社町一丁目一番地の七　佐田建設厚生年金基金

清算人　荒木　徹

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

東京都新宿区揚場町二番一二号セントラルコーポラス六〇四号　財団法人牧田国際育英会

清算人　牧田新一郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

東京都港区赤坂一丁目一一番二八号　財団法人吉田茂国際基金

代表清算人　和田　清治

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為の存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

新潟県三条市直江町一丁目三番三二号　財団法人北陽保育園

清算人　小松　陽子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

富山県富山市総曲輪二丁目一番三号　社団法人富山県雇用開発協会

代表清算人　佐々木　誠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

山梨県甲府市丸の内二丁目七番二十三号鈴与甲府ビル一階　社団法人山梨県雇用促進協会

清算人　武田　與信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月六日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月七日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

静岡県静岡市葵区呉服町二丁目一番五号　社団法人静岡県サッカーを愛する会

代表清算人　松井　純

第14期決算公告

平成23年3月22日

札幌市中央区北5条西12丁目2番地

北ガスシステムサポート株式会社

代表取締役　伊藤　広路

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	85,337
	固定資産	4,014
	合計	89,351
負債及び純資産の部	流動負債	52,431
	固定負債	0
	株主資本	36,920
	資本金	15,000
	利益剰余金	21,920
	その他利益剰余金	21,920
	（うち当期純利益）	(3,761)
	合計	89,351